

改 正 案	現 行
(行為の制限) 第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 <u>(5) 祭礼のために火気を使用すること。</u> 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、第1項の許可を与えることができる。 (1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。 (3) その他公園の管理上支障があるとき。 4 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (有料公園施設)	(行為の制限) 第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為の行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除き、第1項の許可を与えることができる。 (1) 公益を害するおそれがあるとき。 (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。 (3) その他公園の管理上支障があるとき。 4 市長は、第1項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (有料公園施設)

改 正 案	現 行
第7条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。 （指定管理者による管理） 第7条の2 有料公園施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、<u>市長</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせるものとする。 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （1） 設置の目的を達成するための事業に関する業務 （2） 有料公園施設及び附属設備の利用の許可等に関する業務 （3） 有料公園施設及び附属設備の維持管理に関する業務 （4） 第11条の2に規定する利用料金の収受等に関する業務 （5） 前各号に定めるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める業務 （有料公園施設の開場時間及び休場日） 第7条の3 有料公園施設の開場時間及び休場日は、有料公園施設の利用形態、利用者の便宜等により<u>市長</u>の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 （利用料金） 第11条の2 利用者は、有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。	第7条 有料公園施設（市の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。）は、別表第1のとおりとする。 <u>2 有料公園施設の管理に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。</u> （指定管理者による管理） 第7条の2 有料公園施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、<u>教育委員会</u>が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせるものとする。 2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。 （1） 設置の目的を達成するための事業に関する業務 （2） 有料公園施設及び附属設備の利用の許可等に関する業務 （3） 有料公園施設及び附属設備の維持管理に関する業務 （4） 第11条の2に規定する利用料金の収受等に関する業務 （5） 前各号に定めるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認める業務 （有料公園施設の開場時間及び休場日） 第7条の3 有料公園施設の開場時間及び休場日は、有料公園施設の利用形態、利用者の便宜等により<u>教育委員会</u>の承認を得て指定管理者が定めるものとする。 （利用料金） 第11条の2 利用者は、有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

改 正 案	現 行
2 利用料金は、別表第3に定める区分の範囲内において、指定管理者が<u>市長</u>の承認を得て定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (指定管理者の指定の手続) 第21条の2 <u>市長</u>は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、有料公園施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を<u>市長</u>に提出しなければならない。 3 <u>市長</u>は、前項の規定により提出された書類を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、実績等を考慮して、有料公園施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。 (1) 事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が有料公園施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 (協定の締結) 第21条の3 <u>市長</u>は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、有料公園施設の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。 (1) 施設管理に関し必要な事項	2 利用料金は、別表第3に定める区分の範囲内において、指定管理者が<u>教育委員会</u>の承認を得て定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (指定管理者の指定の手続) 第21条の2 <u>教育委員会</u>は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、有料公園施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。 3 <u>教育委員会</u>は、前項の規定により提出された書類を審査し、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、実績等を考慮して、有料公園施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。 (1) 事業計画書の内容が市民の平等な利用を確保することができるものであること。 (2) 事業計画書の内容が有料公園施設の効用を最大限に発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。 (協定の締結) 第21条の3 <u>教育委員会</u>は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、有料公園施設の管理に関し、次に掲げる事項について指定管理者と協定を締結するものとする。 (1) 施設管理に関し必要な事項

改 正 案	現 行
(2) 業務の実施に関する事項 (3) 事業報告に関する事項 (指定管理者の指定等の公告) 第21条の4 <u>市長</u>は、第21条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、及び次条の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。 (指定の取消し等) 第21条の5 <u>市長</u>は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。 (指定管理者の不在等の場合における管理) 第21条の6 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと又は第21条の2の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第7条の2第1項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が有料公園施設の管理を行うものとする。この場合において、<u>市長</u>は、別表第3に定める額の範囲内において使用	(2) 業務の実施に関する事項 (3) 事業報告に関する事項 (指定管理者の指定等の公告) 第21条の4 <u>教育委員会</u>は、第21条の2第3項の規定により指定管理者の指定をしたとき、及び次条の規定によりその指定を取り消したときは、速やかにその旨を公告しなければならない。 (指定の取消し等) 第21条の5 <u>教育委員会</u>は、指定管理者が指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市は、その賠償の責めを負わない。 (指定管理者の不在等の場合における管理) 第21条の6 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたこと又は第21条の2の規定により指定管理者を指定するに当たりその候補者が存在しないことにより指定管理者による管理が行えない場合は、指定管理者による管理が行えなくなるときから新たな指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第7条の2第1項の規定にかかわらず、<u>教育委員会</u>が有料公園施設の管理を行うものとする。この場合において、<u>教育委員会</u>は、別表第3に定める額の範囲内において使用

改 正 案	現 行														
料を徴収することができる。 (委任) 第22条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が別に定める。 別表第1 (第7条関係) 有料公園施設 <table> <tr> <th>公園の名称</th><th>有料公園施設の名称</th></tr> <tr> <td>高塚地区公園</td><td>香芝市高塚グラウンド</td></tr> <tr> <td></td><td>香芝市高塚テニスコート</td></tr> <tr> <td>香芝市スポーツ公園</td><td>香芝市スポーツ公園プール</td></tr> </table>	公園の名称	有料公園施設の名称	高塚地区公園	香芝市高塚グラウンド		香芝市高塚テニスコート	香芝市スポーツ公園	香芝市スポーツ公園プール	料を徴収することができる。 (委任) 第22条 この条例の施行につき必要な事項は、市長が別に定める。<u>ただし、有料公園施設の管理に関し必要な事項は、教育委員会が定める。</u> 別表第1 (第7条関係) 有料公園施設 <table> <tr> <th>公園の名称</th><th>有料公園施設の名称</th></tr> <tr> <td>高塚地区公園</td><td>香芝市高塚グラウンド</td></tr> <tr> <td></td><td>香芝市高塚テニスコート</td></tr> </table>	公園の名称	有料公園施設の名称	高塚地区公園	香芝市高塚グラウンド		香芝市高塚テニスコート
公園の名称	有料公園施設の名称														
高塚地区公園	香芝市高塚グラウンド														
	香芝市高塚テニスコート														
香芝市スポーツ公園	香芝市スポーツ公園プール														
公園の名称	有料公園施設の名称														
高塚地区公園	香芝市高塚グラウンド														
	香芝市高塚テニスコート														

改正案

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料

(1) 香芝市高塚グラウンド

区分	8：00～10：00	10：00～12：00	12：00～14：00	14：00～16：00	16：00～18：00	18：00～21：00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円

備考

- 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - 入場料を徴収する場合
 - 商品等を展示又は販売する場合
 - その他これらに準ずる場合
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(2) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7：00～9：00	9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

備考

- 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - 入場料を徴収する場合
 - 商品等を展示又は販売する場合
 - その他これらに準ずる場合
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(3) 香芝市スポーツ公園プール

室名	区分		使用料
プール	夏期	高校生以上	1日当たり 800 円 回数券（11 日分）8,000 円
		小・中学生	1日当たり 400 円 回数券（11 日分）4,000 円
	夏期以外	高校生以上	1日当たり 600 円 回数券（11 日分）6,000 円
		小・中学生	1日当たり 300 円 回数券（11 日分）3,000 円
	屋内プール専用利用		1コースにつき1時間当たり 1,800 円

室名	区分及び使用料					
多目的室	9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～21：00	9：00～17：00	12：00～21：00	9：00～21：00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円
会議室	9：00～12：00	12：00～17：00	17：00～21：00	9：00～17：00	12：00～21：00	9：00～21：00
	2,000円	3,000円	3,000円	5,000円	6,000円	8,000円

備考

- 「夏期」とは、7月1日から9月30日までをいう。
- 小学校就学前の乳児及び幼児のプールの使用料は、無料とする。
- 「屋内プール専用利用」とは、屋内プールの特定のコースを団体で専用して利用することをいう。
- 屋内プール専用利用は、各種大会のための使用に限る。
- 屋内プール専用利用の場合で入場料等を徴収するときは、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - 入場料を徴収する場合
 - 商品等を展示又は販売する場合
 - その他これらに準ずる場合
- 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額

現 行

別表第3（第11条の2、第21条の6関係）

1 有料公園施設の使用料

(1) 香芝市高塚グラウンド

区分	8：00～10：00	10：00～12：00	12：00～14：00	14：00～16：00	16：00～18：00	18：00～21：00
	850円	850円	850円	850円	850円	1,200円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

(2) 香芝市高塚テニスコート

区分（1コートにつき）	7：00～9：00	9：00～11：00	11：00～13：00	13：00～15：00	15：00～17：00	17：00～19：00	19：00～21：00
	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円

備考

- 1 入場料等を徴収する場合は、上記区分の5倍に相当する額を徴収するものとする。なお、入場料等を徴収する場合とは、次の場合をいう。
 - (1) 入場料を徴収する場合
 - (2) 商品等を展示又は販売する場合
 - (3) その他これらに準ずる場合
- 2 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間（1時間未満の場合は、1時間とする。）の属する時間区分の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額（10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。
- 3 在住在勤者以外の者が使用する場合の使用料は、上記区分の2倍に相当する額とする。

2 附属設備及びその使用料

規則で定める附属設備については当該規則で定める額